



交通安全情報No.35

ストップ・ザ・交通事故

令和7年9月11日

警察本部交通部

交通総合対策センター

安全運転管理者の業務

- ① 運転者の状況把握
- ② 安全運転確保のための運行計画の作成
- ③ 長距離、夜間運転時の交替要員の配置
- ④ 異常気象時等の安全確保の措置
- ⑤ 点呼等による安全運転の指示
- ⑥ 運転前後の酒気帯び確認
- ⑦ 酒気帯び確認の記録・保存とアルコール検知器の有効保持
- ⑧ 運転日誌の記録
- ⑨ 運転者に対する指導



運転前後の酒気帯び確認を忘れずに！

運転をしようとする運転者と運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、その運転者の状態を目視等で確認するほか、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を用いて確認が必要です。

- ・運転前～運転を含む業務の開始前や出勤時
- ・運転後～運転を含む業務の終了後や退勤時

アルコール検知器は、取扱説明書に基づいて適切に使用・管理し、定期的に故障の有無や有効期限を確認しましょう。



令和7年度安全運転管理者等講習実施中！

事業所使用者には安全運転管理者・副安全運転管理者に法律で定められた講習を受講させる義務があります。

通知された講習日では受講出来ない場合や、安全運転管理者・副安全運転管理者を改任する場合等は、速やかに管轄の警察署に連絡し、日程調整や届出等を行ってください。